

自治会・回覧

会員各位

’10.04.22

桜台自治会
会長 笹野 哲郎

● 「緑の募金」について

平成22年度「緑の募金」運動が実施されています。千葉県全体の21年度の募金結果報告は、別紙をご覧ください。

市原市におきましても、郷土緑化の推進を目的としたこの募金運動に協力しています。昨年度の募金実績は、1,624,582円でした。

なお、緑の募金実績及び還元金による植樹などの実績については、公園緑地課のホームページでも公開されています。

本年度も、1戸あたり20円の募金を自治会会計から支出、納入しますので、緑の羽根のみを各戸1本お取り下さい。

ご協力をお願いします。

以上

今年度活動スローガン：

みんなで創る 安全で安心の 美しい町

桜台自治会ホームページ：<http://www.i-sakuradai.jp>

平成22年度

緑の募金

ご協力をお願いします

後援：千葉県・千葉県市長会・千葉県町村会

募金期間

春：3月1日～5月31日

秋：9月1日～10月31日

目標額

3,600万円



私たちの生活に欠くことのできない貴重な財産がみどりです。森林に代表されるみどりは騒音を防いだり、風害や潮害、土砂崩れなどの災害を防ぐなど安心で潤いある暮らしを支えています。さらにはおいしい水を育み、遠く海の魚たちへもその恵みを分け与えています。特に近年では地球温暖化防止・CO2吸収源として、健全な森づくりへの期待が大きく高まっています。各種緑化・森林整備推進のため、「緑の募金」に本年も皆様一人ひとりの暖かいお気持ちをお寄せいただければ幸いに存じます。

緑の募金は身近な環境の緑化から、森林の整備、緑の普及啓発事業、森林環境学習など様々な緑化事業に役立っています。



● 公共施設等に植樹 ●

私たちの街にみどりをありがとう



● 緑の少年団の育成 ●

未来のみどりは僕たち私たちが守り育てます



● 樹木ラベル取付け運動 ●

学校の樹木に名札が付きまして



● 森林ボランティア活動の支援 ●

ボランティアによる森づくりを応援します



国土緑化運動ポスター原画コンクール

作：高橋駿英さん（小1・千葉県在住）

子ども達の心の中にみどりを！



● みどりの教室等開催 ●

みどりの重要性を普及・啓発します



● 緑化木等の配布会 ●

家庭からのみどりづくりを推進

社団法人 千葉県緑化推進委員会

〒299-0265 千葉県袖ヶ浦市長浦拓2号580-148

TEL.0438-60-1521 FAX.0438-60-1522

URL <http://www.c-green.or.jp>

この他にも緑化広報誌やホームページによる「みどり」の情報を発信したり、各県から募金の一部を中央(国)に寄せ、国際緑化などにも役立てられています。緑の募金について、当委員会ホームページでも詳しく紹介しております。

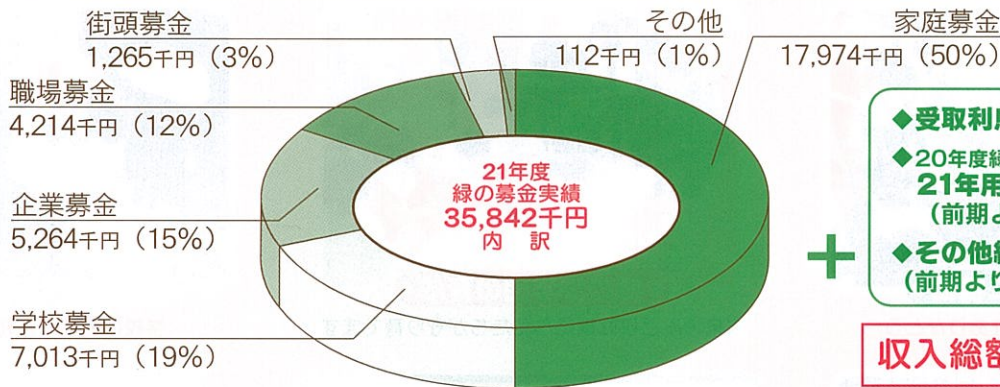
平成21年度緑の募金結果報告

今年の「緑の募金実績」 35,842,638円 (H22年1月31日現在)

県民の皆様へ ~ご協力有難うございました~

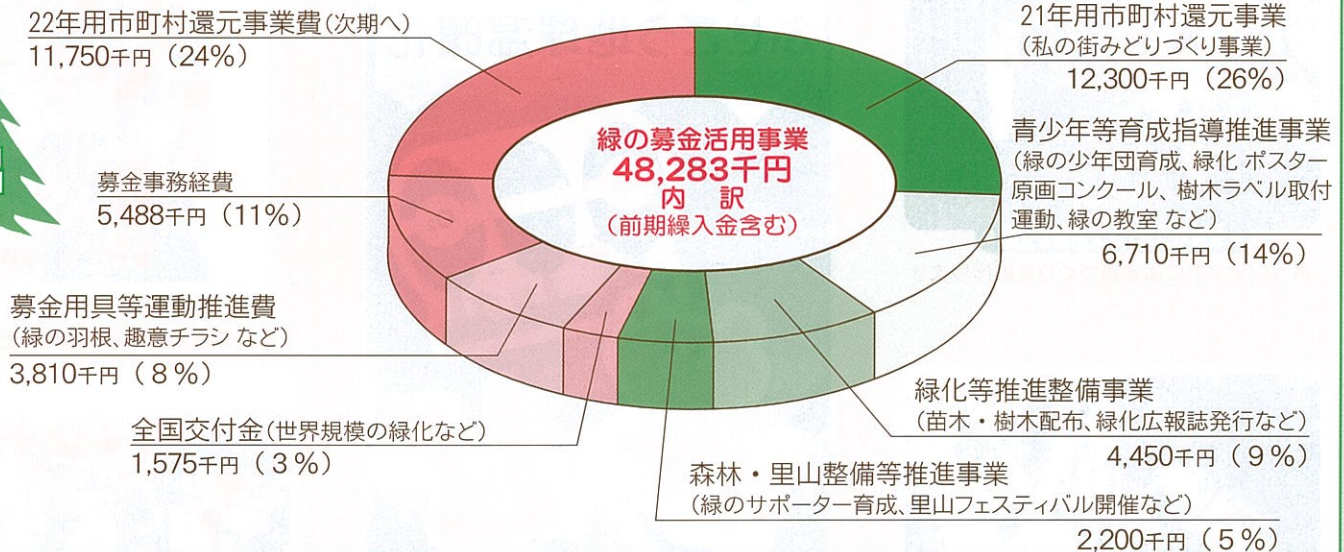
「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき実施しました平成21年度緑の募金運動は県民の皆様をはじめ団体、企業等各方面からの温かいご理解とご協力をいただき、多くの浄財が寄せられました。

お寄せいただいた募金は、県民の皆様身近な環境緑化やみどりの保全、ボランティアによる森林整備の支援、次代を担う子供たちにみどりの大切さを伝える活動など、みどりづくりの大きな原動力となりました。



- ◆受取利息 (6千円)
- ◆20年度緑の募金による21年用市町村還元事業費 (前期より12,300千円)
- ◆その他繰入金 (前期より135千円)

収入総額 48,283千円



※5月の通常総会后、緑の募金決算を新聞並びに当委員会ホームページ上にて公告いたします。

「緑の募金」活用事業の紹介



人類共有の財産である森林。国民総参加の森林づくり運動は年々活発化してきております。特にボランティアによる森林の整備活動は県内でも100件を超える事例があります。しかし、森林づくりは専門性があることも事実です。このため「みどりのサポーター育成事業」では森林づくりに参加希望される方々を募り、関連する様々なテーマの研修会を実施し、将来的に多くの方々がみどりのサポーターとして活躍されることを願い、その育成を推進しています。ここにも緑の募金が活用されています。(写真は野外実践研修の様子です)

■寄付金に税制上の優遇措置があります

当緑化推進委員会は特定公益増進法人の認定を受けておりますので、当委員会へ一定額以上をご寄附された場合、所得税、法人税における寄附金控除を受けることができます。また、平成20年度の税制改正により、個人住民税(県民税・市町村民税)における寄附金控除が受けられます。(市町村民税は各市町村条例の指定により適否が異なります)。詳しくはお問合せ下さい。